平成２５年（フ）第１７７４号
福岡県太宰府市青山１丁目18番15号
債務者　岡　　秀樹
1　決定年月日時　平成25年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７７６号
福岡県太宰府市五条１丁目２番34号吉塚アパート202号
債務者　鍋山　道哉
1　決定年月日時　平成25年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７８２号
福岡市南区弥永１丁目16番６号
債務者　東　　喜子
1　決定年月日時　平成25年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７８３号
福岡市中央区鳥飼２丁目８番２―303号
債務者　上野　洋子
1　決定年月日時　平成25年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７８５号
福岡市城南区片江２丁目25番16―103号
債務者　野口　　操
1　決定年月日時　平成25年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７８６号
福岡市城南区梅林１丁目11番２―206号
債務者　加賀田　徹
1　決定年月日時　平成25年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７９４号
福岡市東区香住ヶ丘２丁目５番７―307号
債務者　三嶋　次男
1　決定年月日時　平成25年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７９８号
福岡県春日市春日２丁目113番地１
債務者　野口　優子
1　決定年月日時　平成25年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８１０号
福岡市博多区相生町３丁目２番15―101号
債務者　石内　準次
1　決定年月日時　平成25年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８１１号
福岡市博多区相生町３丁目２番15―101号
債務者　石内　幸枝
1　決定年月日時　平成25年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３２５号
茨城県水戸市五平町1078番地
債務者　小野瀬勝代
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第４２１号
茨城県水戸市下大野町4307番地
債務者　平戸滿壽江
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第４２５号
茨城県笠間市鴻巣657番地298　県営友部アパート４―２―３
債務者　須長ひろみ
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１１９７号
京都府久世郡久御山町林北畑105番地　39棟203号
債務者　桑元　一宏
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１３１０号
京都市南区西九条池ノ内町９番地
債務者　西川寿一こと　朴　　喜富
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２４９号
兵庫県加古川市野口町良野1535番地　コートハウスＹｏｓｈｉｎｏ―102号
債務者　平野　和成
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２５１号
兵庫県加古川市野口町良野1535番地　コートハウスＹｏｓｈｉｎｏ―102号
債務者　平野智代こと　金　　智代
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第４５１号
兵庫県姫路市豊富町豊富851番地８
債務者　前田　一也
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部